令和８年１１月１９日
保健福祉局障害者支援課

# 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和８年１２月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

１　指定概要

（１）施設概要

名　称：北九州市立戸畑障害者地域活動センター
所在地：北九州市戸畑区千防一丁目１番１６号
施設内容：
①施設概要
敷地面積：約３，１５５㎡
構　　造：鉄筋コンクリート造３階建（３階建てのうち１階部分）
規　　模：延床面積約１，６９０㎡
②事業内容
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
・障害者総合支援法に基づく就労継続支援Ｂ型事業
・障害者総合支援法に基づく自立訓練事業　等

（２）指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

（３）指定管理者候補の概要

名　称：社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会
所在地：北九州市戸畑区北鳥旗町２番２２号
主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業等の実施）

２　指定の経緯

令和８年　７月　１日　募集要項配布
令和８年　７月２２日　募集説明会の開催
令和８年　８月３１日　募集締め切り
令和８年　９月２８日　指定管理者検討会の開催
令和８年１０月　　指定管理者候補を決定

（１）応募資格

① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

③ 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低１団体は地元団体とすること。

（２）応募状況

説明会参加：１団体

応募件数：１団体（社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会）

３ 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

４ 検討会構成員

・[業務に精通する者]伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
・[学識経験者]門田 光司（福岡県立大学大学院非常勤講師）
・[学識経験者]髙橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
・[財務・経営に知見を有する者]田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
・[業務に精通する者]森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）

※ 五十音順 敬称略

５ 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント |
| --- |
| １ 指定管理者としての適性 |
| （１）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 |

① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

（2）安定的な人的基盤や財政基盤

① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

（3）実績や経験など

① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。

② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。

③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み

① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。

② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。

・発達向上　・社会性の向上　・身体機能の維持、向上　・自立支援　など

⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。

④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。

⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。

② 収入が最大限確保される提案であるか。

③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。

② 経費の配分は適切であるか。

③ 積算根拠は明確であるか。

| |
|---|
| ④　再委託が適切な水準で行われているか。 |

【適正性】

| |
|---|
| （５）管理運営体制など |
| ①　施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ②　施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③　施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④　職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 |
| ⑤　地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 |
| （６）平等利用、安全対策、危機管理体制など |
| ①　施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 |
| ②　施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 |
| ③　利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 |
| ④　日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 |
| ⑤　衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 |
| ⑥　防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |
| （７）社会貢献・地域貢献 |
| ①　高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 |
| ②　労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 |
| ③　ＳＤＧｓの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 |
| ④　地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 |
| ⑤　地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 |
| ⑥　市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価<br>レベル | 乗　率 | 評価レベルの考え方 |
|---|---|---|
| ５ | １００％ | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| ４ | ８０％ | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| ３ | ６０％ | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| ２ | ４０％ | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| １ | ２０％ | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| ０ | ０％ | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6　審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目）及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | | 得点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 構成員 | | | | | 検討会審査結果 | |
| | | | A | B | C | D | E | | |
| 社会福祉法人<br>北九州障害者福祉事業協会 | 1　指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2　管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 25 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 20 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 16 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 6 |
| | (7) 社会貢献・地域貢献 | 10 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | 合　計 | 110 | 82 | 88 | 79 | 89 | 77 | — | 86 |
| | 地元団体に対する優遇措置（5 点） | | | | | | | | 91 |

（2）検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

・理念や基本方針を有していると認める。
・人的基盤や財政基盤を有していると評価できる。
・長年の経験・運営実績を有している。

【管理運営計画の的確性】

・生活介護事業におけるポイント制度の実施など、利用者の意欲を向上させるための取組みが行われており評価できる。
・強度行動障害の方への支援を強化するため、職員に計画的な研修受講を促すなど、様々な取組みを行っている。
・就労継続支援事業において工賃の向上に取り組み、高い工賃の支給実現につなげている。
・支援記録アプリやＡＩカメラなどを積極的に導入し、ＩＣＴの活用によるサービスの質の向上に努めている。

（3）検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については３つの

審査項目について評価レベル４、有効性については２つの審査項目について評価レベル４、効率性については２つの審査項目について評価レベル４、適正性については３つの審査項目のうち、２つの項目で評価レベル４、１つの項目で評価レベル３となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7　選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会を指定管理者候補に選定しました。

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

（２）市における主な選定理由

・長年にわたり、法人立の障害者施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。戸畑障害者地域活動センターについても、平成１９年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
・開設当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
・法人全体で、介護福祉士や社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
・サービスの質の向上のため、ノーリフトケアの推進やレクリエーション要素のあるデジタルリハビリ機器、ＡＩカメラ等の導入を行うとともに、余暇活動や行事等の充実として、魅力あるプログラムの展開「“選ぶ”・“楽しむ”・“特別感”の提供」に取組んでいる。また、戸畑区障害者支援ネットワーク会議や地域の清掃活動への参加、とばたあやめの管理業務の継続など、地域活動に取組んでいる。
・利用者のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供などのほか、利用者の満足度向上に関しても、現状と課題を踏まえた提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

8　提案額

０千円（令和９年度～１３年度の各年度）